

# <よくあるご質問と回答>

## 補助第 229 号線（練馬区下石神井四丁目～上石神井南町）

皆様より寄せられることが多いご質問について、お答えいたします。

その他のお問合せにつきましては、ご案内に記載の問合せ先まで、電話等でお問合せください。

### Q 1 なぜ今事業化するのか。

東京都では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね 10 年間で優先的に整備する路線を事業化計画で定め、整備を進めております。

本区間は、平成 28 年 3 月に策定した第四次事業化計画において令和 7 年度までに優先的に整備すべき区間に選定しております。

本区間の整備により、利便性の向上、安全性・快適性の向上、防災性の向上が図られます。

### Q 2 自分の敷地がどの程度道路計画線にかかるのかを知りたい。

計画線にかかる範囲が確定するのは、用地測量の完了後となりますが、参考として東京都都市整備局のホームページより計画線の入った図面を見ることができます。また、都市整備局の窓口でも図面を見ることができます。

ただし、測量前のものであるため、確定したものではないことをご承知おきください。

【都市整備局 都市計画情報等インターネット提供サービス】

「東京都 都市計画情報」で検索

→「都市計画情報」をクリック。地図や住所から検索ができます。

[https://www2.wagmap.jp/tokyo\\_tokeizu/Portal](https://www2.wagmap.jp/tokyo_tokeizu/Portal)

都市計画情報等  
ホームページ



【23 区の都市計画道路 計画線の位置確認】

都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 都市計画相談担当

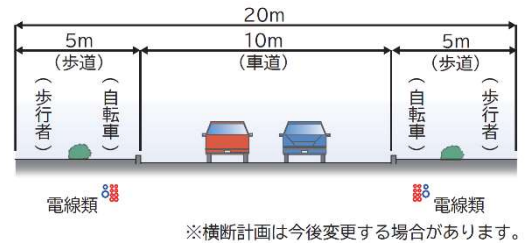
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 12 階北側 ☎ 03-5388-3213

### Q 3 計画線から離れているのに、なぜこの案内が配布されたのか。

今後の工事等の影響もあることから沿道の皆様に広く知って頂くため、測量作業に係る範囲より広く配布しております。なお、計画線にかかる土地に隣接する皆様にも境界の立会いをお願いすることになりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

#### Q 4 どんな道路ができるのか。

同封の「道路整備計画のあらまし」中面の「標準横断図(イメージ)」のとおり、幅20m、片側1車線、合計2車線の車道と、両側に歩道を整備し、無電柱化します。また、自転車通行空間についても整備します。



#### Q 5 今後の事業スケジュールを教えてください。

同封の「道路整備計画のあらまし」裏面の「事業のすすめ方」のとおり、令和4～5年度に、現況測量及び用地測量を行います。令和5年度を目途に事業認可の手続きをとる予定です。

事業認可後、用地取得の対象となる皆様を対象に用地取得の手順や補償内容等に関するご説明をさせて頂き、個別に協議を開始いたします。

ある程度連続して用地の取得が進んだ箇所から工事に着手する予定です。

#### Q 6 現況測量の日程や用地測量の立会いはいつになるのか。日程は変えられるのか。

現況測量の際に宅地内で行う作業は令和4年10月末～12月頃にかけて行う予定です。宅地に立ち入る場合には、1週間前頃にお知らせをお配りします。

用地測量は、業務の進捗にもよりますが、早ければ12月頃から始める予定です。立会いについては、立会い依頼状をお送りして日時をお知らせいたします。ご案内の日時でご都合がつかない場合は、お手数ですが、依頼状に記載のご連絡先までご連絡ください。改めて、日時の調整をさせて頂きます。

#### Q 7 用地取得はいつから始まるのか。

同封の「道路整備計画のあらまし」裏面の「事業のすすめ方」のとおり、令和5年度(予定)の事業認可後、用地説明会で用地取得や移転補償の考え方等をご説明させて頂いた上で、個別に協議させて頂く予定です。